

税 務 署 か ら の お 知 ら せ

確定申告の時期が近づいてきました。

平成24年分の所得税の確定申告期間は、平成25年2月18日（月）から平成25年3月15日（金）までとなっています（還付申告につきましては、1月4日（金）から受け付けが始まっています。）。

所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採っていますので、申告と納税は、期限内にお済ませください。確定申告書の提出は、郵送等でもできます。

申告期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、お早めに申告をお済ませください。

なお、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の、「確定申告書等作成コーナー」で簡単に申告書等の作成ができますので、是非ご利用ください。

九州北部豪雨により被災された皆様へ

昨夏の九州北部豪雨により、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

九州北部豪雨により、①ご自身や生計を一にする親族が所有する住宅や家財などに被害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法を適用することにより、②また、ご自身の事業用資産に被害を受けられた方は、損失額を所得の計算上、必要経費に算入することにより、平成24年分の確定申告において、所得税の軽減等を受けられる場合があります。

判定表

①住宅や家財に被害を受けられた方

次のいずれか（又は両方）に該当しますか？

雑 損 控 除

住宅及び家財
などの損失額

－

保険金等で補填
される金額

－

所得金額の
10 分の 1

=

①

災害関連支出（災害により滅失した住宅・
家財などを除去するための費用等）

－

5 万円

=

②

※計算の結果、①又は②のいずれか（又は両方）に金額が残っている方（0又はマイナスは除きます。）

災害減免法

住宅又は家財に受けた損害額（保険金等で補填された金額を除きます。）
が、その時価の2分の1以上、かつ、平成24年分の所得金額が1,000 万
円以下

該当する

平成24年分の確定申告書を提出していただくことで、所得税の軽減等を受けられる場合があります。

②事業用資産に被害を受けられた方

次に該当しますか？

資産損失

事業用資産の
損失額

－

保険金等で補填
される金額

=

①

※計算の結果、①又金額が残っている方（0又はマイナスは除きます。）

該当する

平成24年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の計算上、必要経費に算入できます。

なお、これらの制度について、適用を受ける方のための平成24年分所得税の確定申告書作成会を次のとおり開催します。

各判定表により、所得税が軽減されると見込まれる方は、必要書類等をご持参の上、ご来場ください。

作成会日程表

日 付	時 間	会 場
2月15日（金）	10：00～11：30 13：30～15：30	高森町総合センター

※年金申告書作成会と同時に開催します。

必要書類等

必要書類等	チェック	
	あり	なし
被害を受けた資産、取得時期、取得価額が分かるもの（建物の請負契約書等）	☐	☐
被害を受けた資産の修繕費、取壊し費用、除去費用の分かるもの（見積書、領収書等）	☐	☐
被害を受けた資産について受け取る保険金額の分かるもの（支払通知書等）	☐	☐
市町村から交付された「り災証明書」（コピー可）	☐	☐
還付金振込先の金融機関名及び口座番号（申告者ご本人のもの）の分かるもの	☐	☐
平成24年分の所得金額や所得控除の分かる書類（源泉徴収票、各種控除証明書等）	☐	☐
生計を一にする親族に平成24年分の所得金額が38万円を超える方がいる場合は、その方の平成24年分の所得金額等の分かる書類（源泉徴収票や確定申告書の控え）	☐	☐
印章（認印で可）	☐	☐

事業者の方は、次の書類も併せてお持ちください。

平成23年分青色決算書又は収支内訳書の控

☐

☐

※上記の書類をお持ちでない方は、税務署にご相談ください。

阿蘇税務署 0967-22-0551（代表）

※電話をおかけの際は音声案内に従って2番を選択してください。

申告書の作成は、国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」が便利です。



印刷して郵送でもOK！

作成方法は、国税庁ホームページ
www.nta.go.jp をご覧ください。